

# 高山市の融資制度のお知らせ！

## ◆中小企業向け市融資制度

	制度名	対象者	資金使途	融資限度額	融資利率	融資期間	利子補給	保証料補給	担保・保証人
高山市	小口融資 (小規模企業融資、特別小口融資)	市内で1年以上同一事業を営む、従業員20人以下の法人及び個人 個人事業者の場合、住民登録が市内にある方	運転資金 設備資金	2,000万円	年利1.2% 又は1.5%	10年以内 (据置期間1年 以内を含む)	借入れの日から1年間に支払った利子を全額補給	信用保証料の1/2以内を補給	・担保は不要 ・特殊な事情がある場合を除いて 法人代表者以外の連帯保証人は 不要(法人代表者についても不要 となる場合有り)
	経営安定特別資金融資	市内で1年以上事業を営む中小企業者で、経済変動などにより経営に一定の支障を生じている法人及び個人 【経営に一定の支障を生じている例】 ・最近3カ月間の売上額又は売上総利益が前年同期比5%以上減少している場合 ・直近の単年度決算で欠損を生じている場合 ・中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第8号までのいずれかの認定を受けた場合  など		2,000万円	年利1.8% 又は2.1%	10年以内 (据置期間1年 以内を含む)	借入れの日から3年間に支払った利子を全額補給	信用保証料の1/2以内を補給	・必要に応じて担保提供 ・特殊な事情がある場合を除いて 法人代表者以外の連帯保証人は 不要(法人代表者についても不要 となる場合有り)
	創業支援資金融資	事業主の住民登録が市内にあり、次のいずれかに該当する法人及び個人 ・融資を受けようとする日から1ヶ月以内に個人で、又は2ヶ月以内に法人を設立して市内で新規開業する方 ・市内で1年以上事業を営む法人で、別法人を設立して市内で新規に開業する方 ・市内で新規開業をして1年以内の方  など		3,500万円	年利2.0% 又は2.3%	10年以内 (据置期間1年 以内を含む)		信用保証料の全額を補給	・必要に応じて担保提供 ・特殊な事情がある場合を除いて 法人代表者以外の連帯保証人は 不要(法人代表者についても不要 となる場合有り)

## ◆中小企業向け県・国の制度に対する補助

	制度名	主な内容	補助対象者	補助対象経費	補助額	補助限度額
岐阜県	創業支援補助金	岐阜県中小企業振興支援資金融資の「創業支援資金」を利用して事業活動を行う場合に、借入れの日から1年以内に支払った利子を補助金として交付します。	市内で新規に事業を創業する場合などで、対象となる融資の実行を2026年4月1日から2027年3月31日までに受けた方 個人事業者の場合、住民登録が市内にある方	融資の実行を受けた日から1年間に支払った利子に相当する額	補助対象経費の全額	1中小企業者につき1年度100万円を限度
	企業活力支援補助金	岐阜県中小企業振興支援資金融資の「企業活力支援資金」を利用して事業活動を行う場合に、借入れの日から1年以内に支払った利子を補助金として交付します。	市内で事業を営む中小企業者で、対象となる融資の実行を2026年4月1日から2027年3月31日までに受けた方 個人事業者の場合、住民登録が市内にある方	融資の実行を受けた日から1年間に支払った利子に相当する額	補助対象経費の1/2	1中小企業者につき1年度100万円を限度
	高山市事業承継関連融資利子・保証料補給	岐阜県中小企業振興支援資金融資の「事業承継支援資金」、岐阜県信用保証協会における「経営承継関連保証」「特定経営承継関連保証」「経営承継準備関連保証」「特定経営承継準備関連保証」「承継サポート保証」「事業承継特別保証」「経営承継借換関連保証」を利用した融資、日本政策金融公庫「事業承継・集約・活性化支援資金」の実行を受け事業活動を行う場合に、借入れの日から3年以内に支払った利子、保証料全額を補助金として交付します。	市内で事業を営む中小企業者で、対象となる融資の実行を2026年4月1日から2027年3月31日までに受けた方 個人事業者の場合、住民登録が市内にある方	融資の実行を受けた日から3年間に支払った利子に相当する額 融資の実行時に支払った信用保証料全額	補助対象経費の全額	1中小企業者につき1年度100万円を限度(利子・保証料はそれぞれ別枠)
日本政策金融公庫	小規模事業者経営改善資金(マル経融資)	小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を利用して事業活動を行う場合に、借入れの日から1年以内に支払った利子の一部を補助金として交付します。	住民登録が市内にある個人または、市内で事業所を有する法人で、対象となる融資の実行を2026年4月1日から2027年3月31日までに受けた方	融資の実行を受けた日から1年間に支払った利子に相当する額	年利1%以内	—————

※「高山市新型コロナウイルス感染症対策融資(条件変更)保証料補給」は、令和7年度末をもって終了となりました。

※県の融資制度改正に伴い、令和8年度から「産業活性化・経営合理化支援補助金」、「中小企業子育て・環境保全推進支援補助金」が廃止となり、「企業活力支援補助金」が創設されます。

※令和7年度に実行した融資で、「産業活性化・経営合理化支援補助金」、「中小企業子育て・環境保全推進支援補助金」の対象融資の令和8年度分の利子補給は継続されます。

## ◆勤労者向け融資制度

	制度名	対象者	資金使途	融資限度額	融資利率	融資期間	利子補給	保証料補給	担保・保証人
高山市	勤労者生活安定資金融資	市内に1年以上在住している18歳以上の方で、同一事業所に常用労働者として1年以上継続して勤務し、引き続き勤務する方	医療費、冠婚葬祭費、教育費、通勤用自家用車購入費、簡易な家屋補修費、育児・介護休業中の生活資金など	200万円	1.80%	5年以内 育児・介護休業中の融資については6年以内(据置期間1年以内を含む)	育児休業中の融資は借入日から償還期間内(6年以内)の利子を、介護休業中の融資は借入日から介護休業期間内の利子を全額補給	信用保証料の全額を補給	・担保、連帯保証人は原則として不要